

平成29年8月1日から町内体育施設の使用料を変更します。

武豊町教育委員会スポーツ課

【運動公園】

(単位：円)

区分		単位	使用料		照明料	
			旧	新	旧	新
グラウンド	両面	1時間	平日 1,540 日・祝 2,060	1,600	1時間まで 5,400	1時間まで 7,000
					1時間を超える30分ごとに 2,700	1時間を超える30分ごとに 3,500
					2時間を超える30分ごとに 700	
	片面	1時間	平日 1,030 日・祝 1,330	800	1時間まで 2,700	1時間まで 3,500
					1時間を超える30分ごとに 1,350	1時間を超える30分ごとに 1,750
					2時間を超える30分ごとに 350	
テニスコート	1面	1時間	平日 150 日・祝 200	300	1時間まで 460	1時間まで 300
					1時間を超える30分ごとに 230	1時間を超える30分ごとに 150
					2時間を超える30分ごとに 60	

(裏面へ続く)

【弓道場】

(単位：円)

利用区分		半日		全日		夜間	
		9:00~13:00 13:00~17:00		9:00~17:00		17:00~21:00	
		旧	新	旧	新	旧	新
個人	中学生	平日 50 日・祝 70	50	平日 100 日・祝 150	100	平日 50 日・祝 70	50
	高校生・一般	平日 100 日・祝 150	100	平日 200 日・祝 300	200	平日 100 日・祝 150	100
専用		平日 1,030 日・祝 1,540	1,400	平日 2,060 日・祝 3,090	2,800	平日 1,540 日・祝 2,310	2,000

☆ 総合体育館・運動公園・弓道場・緑地グラウンドの利用については、武豊町並びに半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町及び美浜町に在住、在勤及び在学する者以外の者が使用する場合は、それぞれの表により算定された額の2倍の額となります。